

修正素案	原 案	修正の考え方等
大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例	大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例	○修正なし
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育の振興に関し、保護者、市民、学校園及び市の連携、協働による社会総がかりで取り組むことについて、その基本理念を定めることにより、未来に輝く教育のまちづくりを推進</p> <hr/> <p>することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育行政に関し、市長及び教育委員会が、子ども、保護者をはじめとする市民の意見を斟酌し、未来に輝く子どもを育む教育のまちづくりにおいて果たすべき市長、教育委員会、保護者、市民及び学校園の役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することを目的とする。</p>	<p>●修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域の方々も一緒になって、まちぐるみで本市の子どもの教育を推進していく（R6.11.15 総合教育会議での市長の発言）という姿勢を強調するとともに、新たに基本理念を定め、加えることで、この条例を制定する意義をさらに明確にすることとします。</li> <li>「総がかり」について、より丁寧な表現にすることとします。</li> </ul>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳未満の者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。</p> <p>(4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳未満の者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。</p> <p>(4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。</p>	<p>○修正なし</p>
<p><u>(基本理念)</u></p> <p>第3条 <u>未来に輝く教育のまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。</u></p> <p>(1) <u>生涯にわたり、誰もが家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場がかかわりあい、相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあうこと。</u></p> <p>(2) <u>主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切に支えること。</u></p> <p>(3) <u>前2号の自発的な活動を支援することにより、相互につながりを深めることで、人及び地域が輝くまちづくり及び教育をめざすこと。</u></p>		<p>●新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修正素案については、基本理念を定めることを主目的と位置づけ、「理念条例」として整理することとします。これにより、原案では、教育施策の中でも個別施策となる教育振興基本計画の策定、推進が教育委員会の役割としても強調したものとなっていることから、その施策をはじめ広く教育に係る施策が包含できる規定に修正することとします。</li> <li>第3期教育振興基本計画における「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」の基本理念については、第1期教育振興基本計画から継承してきており、これに則ってさまざまな教育施策が展開されてきていることから、引き続き推進、発展していくため、この「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を具体的に表したものを基本理念とすることとします。</li> </ul>



<p>(連携及び協働)</p> <p><u>第8条 保護者、市民及び学校園は、第5条から前条までに規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。</u></p>		<p>●新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちぐるみ、総がかりで本市の子どもの教育に取り組むに当たり、相互の連携及び協働を明確に規定することとします。</li> </ul>
	<p>(教育振興基本計画の策定)</p> <p><u>第8条 教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p><u>2 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市における教育の基本的な目標</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></p> <p><u>3 教育委員会は、教育振興基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、子ども及び市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、教育振興基本計画を定めたときは、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。</u></p>	<p>●削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修正素案においては、「理念条例」として整理することとするため、個別施策となる「教育振興基本計画の策定、推進」については、市の責務において行う「教育の振興に関する施策」に含まれるものとなります。</li> </ul>
	<p>(教育振興基本計画の推進)</p> <p><u>第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により定めた教育振興基本計画を、市長、保護者、市民及び学校園と一体となって、推進するものとする。</u></p>	
<p>(意見情報の共有)</p> <p><u>第9条 市</u> は、<u>教育の振興に関する</u> 施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 <u>市</u> は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を<u>尊重し、これを聴き取る</u>とともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、<u>教育の振興に関する施策</u>に適切に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(意見情報の共有)</p> <p><u>第10条 市長及び教育委員会は、市における教育の振興のための</u> 施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 <u>市長及び教育委員会</u>は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を<u>聴取する</u>とともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、<u>教育行政</u>に適切に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>●修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちぐるみ、総がかりで本市の子どもの教育に取り組むに当たり、市長、教育委員会だけでなく、他の執行機関も含め全庁挙げて取り組むことを明確にするため、「市長及び教育委員会」を、市と規定することとします。</li> <li>こども基本法を踏まえた意見があることから、これを意識づけた規定とすることとします。</li> <li>修正素案においては、市が行う施策については、「教育の振興に関する施策」と規定することとします</li> </ul>

<p>(委任) 第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(委任) 第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>○修正なし</p>
<p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>●修正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和8年3月定例会議会に議案を提出し、令和8年4月1日からの施行とします。</li></ul>